

古河市商工会「わたらせ共済見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、「わたらせ共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「わたらせ共済」に加入する当商工会の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「わたらせ共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「わたらせ共済」の一部をなす福祉団体定期保険（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、理事会の決議により行う。

(附則) 本規約は、平成21年4月1日から施行する。

平成23年4月1日 一部変更

平成24年10月1日 一部変更

平成31年4月1日 一部変更

令和2年2月7日 一部変更

以上

別表 1

◆ 共通する給付要件

- (1) 「祝金・見舞金の支払い」は加入日【効力発生日】以降に、加入者に請求事由が発生した場合にお支払いします。

加入者1人につき同一保険期間内【4月1日～翌年3月31日の一年間】に請求事由発生日が複数回ある場合には2回を限度としてお支払いします。但し保険金、給付金との重複お支払いはできません。

- (2) 事業所及び加入者が「反社会的勢力」に該当する場合は支払いできません。
(3) 請求事由発生日以降3年以内の請求に限ります。この期限を過ぎると祝金・見舞金の対象とはなりません。

- (4) 加入申込月の翌々月の1日が【加入日】となり【加入日】から祝金・見舞金の対象となります。

申込日から翌月末日までの間に請求事由が発生しても祝金・見舞金の対象とはなりません。

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヶ月分の振替を致します。2ヶ月連続して振替ができなかった場合は取消とみなします。この間に請求事由が発生しても祝金・見舞金の対象とはなりません。

ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヶ月分の振替を致します。2ヶ月連続して振替ができなかった場合は最後に振替えられた月の翌月末日を持って【脱退日】となります。

【脱退日】の翌日以降に請求事由が発生しても祝金・見舞金の対象とはなりません。

■ 入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

1口	2口	3口	4口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (3) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

1口	2口	3口	4口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (3) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

別表 1

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に入籍したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 出産祝金

加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 還暦祝金

加入者が本制度の保障期間中に満60歳の誕生日を迎えられたときに支払います。ただし加入後5年を経過していることを要します。

1口	2口	3口	4口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、満60歳の誕生日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《還暦祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは還暦祝金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 満60歳の誕生日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 満了祝品

加入者が70歳で満了を迎えられた方に記念品を差し上げます。

別表 2

■ 入院見舞金の請求手続

加入者が入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 通院見舞金の請求手続

加入者が通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 結婚の事実が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

■ 還暦祝金の請求手続

加入者が還暦祝金の支払事由に該当した場合は、商工会備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 加入者の誕生日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票等の原本又はその写し、もしくは運転免許証の写し

- ・ 商工会は病気入院見舞金・災害通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・ 商工会は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。